

お 知 ら せ

皆様のご協力のもとに進めております国土交通大臣起業の『一般国道十号改築工事（高江拡幅）並びにこれに伴う市道及び公共下水道付替工事』について、令和五年五月三十一日国土交通省告示第五百六十一号により土地収用法による事業の認定がなされておりますが、左記のとおり土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

一 手続開始の告示があつた日

令和八年一月十三日（大分県告示第十号）

二 手続開始の告示があつた土地

（収用の部分）

大分県大分市大字鷺野字会田、字登立及び字笠越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サムコエ
並びに大字中判田字野畑、字下ノ迫、字穴井ヶ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、
字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下、字釜木下、字川田、字深ヶ及び字丸田地内
（使用の部分）

大分県大分市大字鷺野字登立及び字笠越、大字旦野原字山ノ口、字連田及び字サムコエ
並びに大字中判田字野畑、字下ノ迫、字穴井ヶ迫、字小中田、字西ノ園、字一丁田、字川筋、
字溝越、字ソウケ田、字川原田、字釜木、字村下及び字釜木下地内

この手続開始の告示の日以後、前記二の土地については、土地収用法による次の効果が発生していますので、
ご留意ください。

イ 右の告示のあつた日をもつて土地価格が固定されることになります。

ロ 右の告示の日以後に、土地、土地にある建物等の工作物または物件について新たな権利を取得した
方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれないととなります。また、新たな権利を設定され
ても、損失の補償は受けられません。

ハ 右の告示の日以後に、土地の形質を変更し、建物等の工作物を新築、増築等するときまたは物件
を附加増置するときは、あらかじめ大分県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられませ
ん。

ニ 右の告示の日以後に、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもつておられる関係人は
国土交通大臣に対し、大分県収用委員会に土地収用の裁決を申請するよう請求することができます。
また、国土交通大臣が裁決申請したときまたは国土交通大臣に裁決を申請するよう請求したときは、これ
らの方は自己の権利に対する補償金を支払うよう国土交通大臣に請求できます。

ホ 土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときは、裁決申請がされた後は、明渡裁決の申立て
を直接大分県収用委員会あてにすることができます。

なお、これらの土地を表示する図面は、大分市役所土木建築部土木管理課で縦覧されています。また、詳しい内
容について記載されていますパンフレット「補償等についてのお知らせ」を、国土交通省九州地方整備局大分河川
国道事務所用地課及び大分市役所土木建築部土木管理課において用意しておりますので参考にしてください。その
他、不明な点については、左記の国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所用地課にご照会ください。

起業者の名称

国 土 交 通 大 臣

連 絡 先

國 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局 大 分 河 川 国 道 事 務 所 用 地 課
住 所 大 分 市 西 大 道 一 丁 目 一 番 七 十 一 号
電 話 ○九七一五四六一一四五九（用地課直通）